

小松加賀環境衛生事務組合職員の定年等に関する条例

昭和 60 年 3 月 30 日
条 例 第 1 号

改正 平成26年12月 5 日条例第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第28条の 3 並びに第28条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、職員の定年等について必要な事項を定めるものとする。

(小松市条例の適用)

第 2 条 前条の規定に基づく職員の定年等については、小松市職員の定年等に関する条例（昭和58年小松市条例第 2 号）の例による。この場合において、「任命権者」及び第 5 条中「市長」を「管理者」に読み替え、第 3 条ただし書及び第 4 条第 2 項中「，市長の承認を得て」を削るものとする。

附 則

この条例は、昭和60年 3 月 31 日から施行する。

附 則（平成26年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。